

日南町空き家等リノベーション創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱（以下「本要綱」という。）は、日南町補助金等交付規則(昭和45年日南町規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、日南町内の空き家を活用して創業する者に対し、空き家等のリフォームに要する経費の一部について、予算の範囲内で日南町空き家等リノベーション創業支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、町内の空き家等を利用した創業を支援することによって、住宅資源の有効活用の促進、商工業振興、交流人口の増加、地域の活性化および雇用の確保等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 個人が町の区域内に所有している住宅で、現に居住する者が無く、日南町空き家情報活用制度（以下「活用制度」という。）に基づき登録された建物（居住しなくなる予定のものを含む。）のほか、町長が特に認める建物をいう。

(2) 創業 第2条が定める目的に合致すると認められる新規創業又は新事業展開をいう。ただし、単なる空き家等の賃貸事業は本事業の対象とならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条が定める目的に合致すると認められる事業のうち、創業者が所有又は借り受けた空き家に係るリフォームに要する費用で、かつ次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 実施主体 原則、自主施工又は町内業者の施工に限る。

(2) 補助対象 屋根、外壁、基礎等の構造体の改修、空調、給湯、電気、配管等の設備及び内装に関する改修とする。

※1) 補助対象となる建物のうち、専ら自らが居住する区画のリフォームについては、補助の対象とならない。

※2) 汎用性のある設備等は、補助の対象とならない。

2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認める設備等については、補助対象とみなす。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 第11条に規定する実績報告を行う日において、補助対象物件にて創業（法人の場合は定款認証及び法務局への法人設立届を済ませていること、個人の場合は税務署に開業届を出していることをいう。以下同じ）し、180日以内に事業開始を予定している者であること。

(2) 日南町空き家等リノベーション創業支援補助金事業実施提案書等を提出し、町が開催する審査会により事業採択を受けた者であること。

(3) 日南町暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第4号）第2条に規定する暴力団及び暴力団並びに暴力団員と密接な関係にある個人及び法人でないこと。

(4) 町税に滞納がないこと。

(5) 同じ事業において、本要綱によるもの以外の本町による補助を受ける者でないこと。ただし、この要綱による部分と他の事業による部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象者が補助対象事業に要した経費（以下「補助対象事業費（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）」という。）の総額に2分の1を乗じて得た額（1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を助成し、500万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（事業採択を受けた者）は、補助対象事業の着手前に、交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により申請された書類及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに申請者に交付決定の通知をするものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、その変更等を町長に申請しなければならない。

2 ただし、軽微な変更（補助額の2割以内）については、変更申請を要しないものとする。

(交付決定の変更等)

第10条 町長は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに日南町空き家等リノベーション創業支援補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し

(2) 第4条に規定する補助対象部分と当該経費の詳細がわかる書類の写し

(3) 補助対象事業を実施した箇所の現況写真

(4) 法人の場合は登記簿及び定款の写し、又は、個人の場合は開業届の写しが交付申請時において未提出の場合は、当該書類の写し

※ただし、実績報告時に法人登記または開業届の提出が終わっていない場合は、完成後、180日以内に提出すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により報告された書類等の審査について、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

2 前項の審査の結果、補助金交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに請求書により町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に交付決定者が事業撤退したとき。

(町長が認める事由によるものであれば、この限りでない。)

(3) 規則及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。

(4) 補助事業の遂行ができないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(報告義務)

第16条 事業完了後3年以内に提案時に計画した事業を廃業又は譲渡するなど大きな変更を行うときは、交付決定者は町長に報告しなければならない。

2 事業完了後3年間、交付決定者は事業の実績を町長に報告しなければならない。

(その他)

第17条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

本要綱は、令和2年8月7日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

日南町長 殿

団体（代表者）住所
団体等名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

(担当：〇〇)

令和 年度日南町空き家等リノベーション創業支援補助金交付申請書

標記の交付金に係る事業を実施したいので、日南町空き家等リノベーション創業支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 補助金申請額 金 _____ 円也

2. 補助金所要額調書

総事業費	本補助金	他の補助金等	自己資金	備考
①=②+③+④	②	③	④	

3. 事業計画書（別紙1-2）

※公募時の提案書と変わらない場合は、提出不要

様式第2号

令和 年 月 日

日南町長 殿

団体（代表者）住所

団体等名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

(担当：〇〇)

令和 年度日南町空き家等リノベーション創業支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け受第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度日南町空き家等リノベーション創業支援補助金を下記のとおり実施したので、日南町空き家等リノベーション創業支援補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 補助対象事業費 | 円 |
| 2 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 補助対象事業工事期間 | |
| | 着手年月日 令和 年 月 日 |
| | 完了年月日 令和 年 月 日 |

4 添付書類

- (1) 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 補助対象事業実施箇所の位置及び補助対象事業実施内容の詳細が分かる書類の写し
- (3) 補助対象事業実施箇所の現況写真
- (4) 法人の場合は登記簿及び定款の写し、又は、個人の場合は開業届の写しが交付申請時において未提出の場合は、当該書類の写し
※ただし、実績報告時に法人登記または開業届の提出が終わっていない場合は、完了後、180日以内に提出すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類